

議案第 25 号

大野市特別支援教育就学奨励費支給要綱案

令和 2 年 3 月 24 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

特別支援教育就学奨励費の支給に関し、必要な事項を定めるため

大野市特別支援教育就学奨励費支給要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定による小学校若しくは中学校の特別支援学級（以下「特別支援学級」という。）に在籍する児童若しくは生徒（以下「児童生徒」という。）又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 児童生徒に対して親権を行う者をいう。ただし、親権を行う者のないときは、後見人をいう。
- (2) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「施行令」という。）第2条に規定する世帯の収入の額をいう。
- (3) 需要額 施行令第2条に規定する世帯の需要の額をいう。
- (4) 学校徴収金 小学校又は中学校が児童生徒の保護者から徴収する経費で次のアからウまでのいずれかに該当するもの
  - ア 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費

イ 児童生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用  
ウ ア及びイに掲げるもののほか、学校教育に伴って必要な費用

(支給要件)

第3条 就学奨励費は、市内に住所を有する児童生徒で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものの保護者（以下「支給対象者」という。）に支給する。

- (1) 特別支援学級に在籍する児童生徒
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒（前号に規定する児童生徒を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に規定する生活扶助又は同法第13条に規定する教育扶助を受けている者
- (2) 大野市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給事業実施要綱（平成24年教育委員会告示第1号）に基づき就学援助費の支給を受けている者

(支給区分)

第4条 就学奨励費の支給区分は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1区分 支給対象者の収入額が需要額の1.5倍未満
- (2) 第2区分 支給対象者の収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満
- (3) 第3区分 支給対象者の収入額が需要額の2.5倍以上

(対象費目等)

第5条 就学奨励費の対象となる費目（以下「対象費目」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学に要する交通費
- (3) 修学旅行費
- (4) 校外活動等参加費
- (5) 学用品・通学用品購入費
- (6) 体育実技用具費
- (7) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

2 前項の規定にかかわらず、前条第3号に規定する支給対象者に対しては、通学に要する交通費のみ支給するものとする。

(支給額)

第6条 就学奨励費は、毎年度国が定める特別支援教育就学奨励費補助金国庫補助対象限度額に準じて、予算の範囲内で支給するものとする。

(申請手続)

第7条 就学奨励費の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、特別支援教育就学奨励費支給申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出は、児童生徒が在籍又は就学予定の学校長（以下「学校長」という。）を経由して行う。ただし、学校長を経由し難い事由がある場合は、市長に直接申請することができる。

(決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、遅滞なく審査し、就学奨励費の支給の可否及び支給区分を決定する。

2 市長は、審査の結果について特別支援教育就学奨励費支給可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、併せて学校長に報告する。

(支給開始日及び支給期間)

第9条 就学奨励費の支給開始日は、6月末日までに申請があったものについては支給要件に該当した当該年度の最初の日とし、7月以降に申請があったものについては支給要件に該当した申請月以降の最初の日とする。

2 就学奨励費を支給する期間は、前項に定める支給開始日から当該日が属する学年の末日までとする。

(支給方法)

第10条 就学奨励費は、第8条の規定により支給決定された申請者（以下「受給者」という。）に口座振込の方法により各学期の終業後に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が正当な理由なく学校徴収金を滞納した場合は、学校長を経て支給する方法その他市長が適当と認める方法に変更することができる。

(変更及び取消し)

第11条 受給者は、第3条に規定する支給要件のいずれかに該当しなくなったときは、学校長を経由して特別支援教育就学奨励費辞退届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。この場合において、受給者が就学奨励費を既に受給しているときは、市長はその全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第3条に規定する支給要件に該当しなくなったとき。

(2) 受給者が偽りその他不正な手段により就学奨励費を受けたと判明したとき。

(3) 転出その他の事由により、支給の必要がなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、支給決定が適当でないと認めたとき。

(関係図書の保存)

第12条 市長、学校長及び受給者は、就学奨励費に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を、第9条第1項に規定する就学奨励費の支給開始日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条及び第12条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

年 月 日

大野市長 様

住所

氏名

印

特別支援教育就学奨励費支給申請書

特別支援教育就学奨励費を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

児童生徒氏名					
学校名・学年					
世帯の状況（ 年 月 日現在）					
氏名	生年月日	続柄	職業又は 学校名・学年	特別支援学級 在籍の有無	
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
通学費明細 ※最も経済的な通常 の経路・方法によ り通学する交通費					
同意書・委任状					
<p>特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務手続を処理することに限り、上記世帯員の地方税関係情報及び住民登録情報を取得することに同意します。</p> <p>特別支援教育就学奨励費に係る請求及び受領等に関して必要が生じた場合は、学校長に事務手続きを委任します。</p>					
年 月 日 保護者氏名 印					
振込希望口座					
金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義	口座名義が
		普通・当座			

様式第2号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

大野市長 印

特別支援教育就学奨励費支給可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった特別支援教育就学奨励費支給申請について審査した結果、大野市特別支援教育就学奨励費支給要綱第8条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

1 就学奨励費支給の可否 可 ・ 否

2 可否決定の理由

3 対象児童生徒

学校名

学 年 年

氏 名

4 支給開始年月日 年 月 日

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

大野市長 様

住所

氏名

印

特別支援教育就学奨励費辞退届

下記の理由により、特別支援教育就学奨励費を辞退します。

記

1 対象児童生徒

学校名

学 年            年

氏 名

2 辞退の理由

3 理由発生年月日

年 月 日